

2025年秋季年末賃金確定交渉の主な成果

広島県高等学校教職員組合

学校における働き方改革

① 人的配置による負担軽減

(明記されているものを除き、実施時期は2026年度から)

1 特別支援学校における妊娠補助教員の要件緩和



人数要件が廃止され、妊娠教員1人目から補助教員が付きます。

2 産・育休代替職員の引継期間に係る対象拡大



暫定再任用職員及び育休任期付職員も臨時の任用職員と同様の引継期間となります。(産休・育休6か月以上の場合は30日)

3 育児短時間勤務に係る代替職員への引継時間措置



育児短時間勤務職員の代替となる会計年度任用職員に、引継時間が週1時間(60分)措置されます。

4 デジタル活用推進担当教員への負担軽減措置



2025年度に引き続き、非常勤講師が週4時間措置されます。

5 スクール・サポート・スタッフの拡充



2025年12月から西条特支、広島南特支、広島中央特支に追加配置されます。

6 地域学校協働活動推進員の配置



学校と地域が連携・協働して行う様々な教育活動の実施にあたり調整役を担います。
(2026年度は県内にモデル校5校を選定し配置)

各学校や専門部からの要望書をもとに「2025年度広高教組要求書」にまとめて、9月に広島県教育委員会に提出し、計8回の交渉にのぞみました。11月の県教委との交渉には、各支部・分会や専門部から多くの組合員が出席し、学校現場での教職員の現状や切実な願いを直接訴え、多くの成果を得ることができました。

学校現場のことを一番わかっているのは、私たちです。

私たち自身の力で安心して働き続けることができる職場を作りていきましょう。

